

平成24年(ワ)第1761号 解雇無効確認及び賃金支払請求事件

原告 田嶋清一

被告 学校法人茶屋四郎次郎記念学園

原告準備書面(3)

平成24年8月21日

東京地方裁判所民事第11部係御中

原告訴訟代理人弁護士 小林七郎

同 大森秀昭



第1 被告準備書面(3)に対する反論

1 上記準備書面第1、1、(2)の第2段落について

「来住は、更新協議の際、原告に対し、心理学科長という立場からして出勤日週2日では少ない旨指摘し、出勤日数、授業コマ数を増やして年俵を引き上げることを提案した」とあるが、そのような指摘や提案はなかった。

2 同第1、2、(2)について

「唐木田満穂(当時)総務課長(以下、唐木田という)は、平成23年10月6日の契約期間満了通知書交付の際、雇止めの理由は、原告が一向に博士論文を完成させる気配すらないこと及び授業評価の結果が悪いことである旨、口頭で説明した」とあるが、そのような説明は一切なかった。

3 同第1、2、(3)について

「また、その際、原告から、唐木田に対し、『雇用契約を終了することを通知する理由を書面にて記載して交付して欲しい。』との申し出はなく、」とあるが、原告は、被告から原告に対する平成23年10月6日の契約期間満了通知書交付の際、2回にわたって「理由は書面でいただけませんか。」「理由の書面はいただけますか。」と申し出ている。

4 同第1、3、(1)の第2段落について

「元理事長中島は、本件雇止め当時も、現在も、被告大学の経営に全く関与しておらず、そのような人物が強い影響力を行使して原告を雇止めにする事など不可能である」との点は全く事実と異なる。

元理事長中島恒雄（以下「元理事長」という）が、勾留中も出所後も、被告における地位があると否とにかかわらず被告の経営に介入し、強い影響力を行使してきたことは第2に詳述する。

(1) 同項の、①のア及びイについて、被告は、甲23の新聞報道の一部が事実と反する旨主張するが、報道は正確である。

なぜならば甲24の3の1-(1)では、明確に「しかしながら、平成22年7月から本法人は元理事長を事務総長として雇用し、法人運営に関与させていた」と認定されている。

また、2-(2)では、「平成22年10月から、本法人は、学生募集等に関する業務をコンサルタント会社に委託したが、委託後、約半年間、コンサルタント会社と契約書を締結しておらず、平成23年3月に平成22年10月にさかのぼって作成していた」と認定されている。

さらに言えば、正式な契約を締結していないこともさることながら、被告が、実質上元理事長の意のままとなるコンサルタント会社の請求通り（言い換えれば元理事長の請求通り）、コンサルタント会社名義の口座があるにもかかわらず、元理事長の個人口座に1941万円を振り込んでいたことが大きな問題である。このことは、コンサルタント契約も含めて被告が元理事長の要求に唯々諾々と応じていたことを顕著に示すものである。

①のウについては、被告は、元理事長を雇用した経緯について、法務省からの指導や法務省保護局長の見解を言うが、それらは、いずれも「就職し、仕事をする事」の指導や「働かせ更生させる事」についての見解であって、「被告の職員として雇用すること」についてではない。被告は、元理事長の更生に協力する目的で雇用したなどと言うが、元理事長は勾留中から被告に対して自己の影響力を及ぼしていたこと及び出所

後も同様であることは、第2に後述するとおりである。このことは、元理事長が勾留中に被告に対して極めて頻繁に種々の指示をしている書簡（甲36の1, 2ないし43の1, 2）の内容から明らかであるし、出所後も同様であることは、元理事長と原告との電話の内容等（甲45ないし60）から明らかである。このような事実を照らせば、被告の元理事長の雇用は、更生に協力する目的ではなく、被告の経営に影響を及ぼそうとする元理事長の要求に被告が唯々諾々と応じただけのことである。

(2) ②の、被告が元理事長を事務総長として雇用したこと、元理事長がその間はもちろん、その前も後も被告の運営に介入し、強い影響力を及ぼしていることは、後述のとおりである。

また、被告は、③（元理事長のクレジットカード利用）、④（コンサルタント料の元理事長への支払い）、⑤（コンサルティング料として元理事長の個人宅分の法人による支払い）は、財務担当者の不手際、過失だと言うが、全く事実と異なる。

上記のようなことは、元理事長の明白な公私混同であって、財務担当者はもちろん、誰でも容易に違法であることに気付くことである。このような基本的な混同をなぜ許したかと言えば、それは元理事長が被告に対してそのようにするよう要求し、被告がこれまた唯々諾々と応じたからにはほかならない。単なる財務担当者の資質の問題では決してない。元理事長の要求を今もって拒絶できない被告の体質は、大学とは言え、元理事長の個人経営と言うべきものだからである。このことは、甲39の2の3頁、本文9行目以下の「茶屋家の大学を倉茂（当時学長）と森部（当時教育学部長）に勝手にさせてはいけませんと、私の家族にも伝えて下さい。もちろんおばあちゃん（元理事長の母中島範氏のこと）にも。」や、その4行下の「さもないと大学が倉茂たちに乗っ取られますと浅井さん（中島範氏の秘書）から理事長（中島範氏のこと）によく伝えるようにして下さい。」といった元理事長の認識から明白である。

(3) (2)の①の「元理事長から被告大学に対し、原告を雇止めにするよう働きかけがあったなどという事実は一切ない」との点、②の「被告大

学は、元理事長が原告に対し、[REDACTED]及び[REDACTED]が専門学校の経営を諦めるよう働きかけなければ原告を解雇すると繰り返し伝えたなどという事実は一切認識していない」との点及び、(3)の「被告大学としては、元理事長が、原告に対し、被告における業務とは無関係の指示命令を下していたとの事実は一切認識していない」との点はいずれも否認する。

後述のとおり、原告は元理事長から執拗に妻や息子を専門学校（サンシャイン学園）の経営から排除することを要求され、応じなければ首にすると言われてきたのであるが、被告の職員である総務課の茂木幹夫主査や唐木田総務課長は遅くとも平成23年9月頃には上記の事実を知り、その指示で動いているのであるから、被告としては、元理事長の行動を認識し、それを受けて動いているのである。

また、(3)で「元理事長中島が、原告に対し、被告大学と関係なく、個人的な依頼をすることは不自然ではないが、そのような点についてまで被告大学が関知するものではない」との点は否認する。

専門学校から妻や息子を排除することは、専門学校の運営に関する依頼であって、個人的な依頼ではないし、このことを被告が知りながら元理事長に協力していたことも上記のとおり明らかなことである。

5 同第1、4、(2)の第2段落について

「被告大学の総務課茂木幹夫主査（以下、茂木という）は、平成23年8月下旬頃、原告に対し、平成23年度の正式な雇用契約書を2部渡し、署名、押印の上返却するように伝えたが、それから2週間経過しても原告から返却されなかった。」とあるが、平成23年8月下旬頃、原告に対し、平成23年度の正式な雇用契約書が渡された、という事実はなかった。

6 同第2、2「指導教授についての不当介入」について

(1) 「原告は、被告大学院、臨床心理学専攻課程後期（博士）に在籍している GK（以下、Gという）に関し、博士課程2年次（平成22年度）の指導教員を学長から中里克治教授（以下、中里という）に変更するよう執拗に働きかけ、結果として、Gの指導教員を中里に変更させている。」

とあるが、これも事実と反する。事実上、平成24年7月12日付けで当時の心理学研究科長であった平木典子から原告に回答された書類（甲44の1、2）で明らかのように、平成22年2月17日の第9回心理学研究科委員会（心理学研究科教授会）において、松原学長が修士論文と博士論文の主査副査とならないことが決定されているのであって、原告がGの指導教員を松原学長から中里に変更させたわけではない。

(2) では、被告が、なぜ上記のように当時の教授会議事録を参照すれば、すぐに事実と反することがわかるような主張（「指導教授についての不当介入」という主張）をするのか、また、被告が本件懲戒解雇の理由づけのために行った調査の問題点、すなわち、被告が懲戒解雇の根拠としている二人の卒業生からの聴取とそのことにより臨床家として将来のある二人の卒業生を本件に巻き込むことの妥当性（特にPTSDとされる卒業生）を検討しないまま、ひたすら元理事長の要請に応えるために二人の卒業生の供述を性急に取りつけたのか、それが松原学長の判断によるものだとすれば問題である。そこで、以下に松原学長の研究指導などの能力の低下とその背景を述べる。

A教授（松原先生は研究指導が）できない状態・・・（心理学科教員全体の）認識が一致しているわけ・・・だから単純に（松原先生を）はずす、はずさないって話ではなく、・・・はっきり言って、かかわっていただくと学生がかわいそうだと・・・ひと月位前ですかね、B先生とも（松原）学長が（研究指導や授業を）持つ持たないの話をしたんですけどね・・・（松原先生は）無理だあって・・・、研究指導も授業も…

この発言は平成22年2月17日の第9回心理学研究科委員会（心理学研究科教授会）の決定（甲44の2）が、このような心理学科教員全体の認識に基づいてなされていることを示すものである。すなわち、指導教員変更の理由は次のとおりである。松原学長は平成19年9月に脳梗塞のため数か月入院し、リハビリを行っていた。平成20年になって松原学長は復職し、心理学部長になったものの、学部教授会の司会をす

るに際して、脳梗塞の後遺症によるためか、何が重要なテーマかのポイントがつかめないうため、いつも会議が延びてしまい心理学科教員らが困った経緯がある。また平成21年度の被告の入試面接が4～5回行われ、松原学長は当時の心理学研究科長の平木典子や心理学科長の原告と共に入試面接に参加していたが（面接官は3名ほど）、受験生との面接場面でしばしば居眠りをした。これらが前述の平成22年2月17日の第9回心理学研究科委員会（心理学研究科教授会）の決定の根拠となっているのである。

(3) ではなぜ松原が学長に選ばれたのか

元理事長は、平成22年7月7日出所し、自己の影響力を誇示するため、教職員の大々的な降格解職処分を行った。その際、その当時の相沢英之学長が元事務次官であり力があることから、解職にてこずったため、次の学長として松原学長を選んだのである。当時、原告は、元理事長から松原学長に「学長になっていただきたい」との声をかける仲介役を依頼されたが、なぜよりによって脳梗塞の後遺症のある松原学長なのかを尋ねたところ、元理事長は、その理由として「(松原は) ぼけてるからちょうどいい」と言ったのである。これが松原学長誕生の経緯である。言うまでもなく、元理事長が被告の運営に強い影響力を及ぼすためには、脳梗塞の後遺症のある松原学長が「ちょうどいい」という趣旨である。

7 同第3「懲戒解雇に至る経緯」について

第1項ないし第5項は、不知。

第6項のうち、「多くの学生が原告によるアカハラ被害に遭っていたことは、実際に従来から有名な話であった」との点は否認し、その余は不知。

第7項ないし第9項は不知。

第2 元理事長の介入及び影響力と本件雇止めについて

1 勾留中からの介入と影響力

中島恒雄は、平成20年1月21日に逮捕された日をもって被告の理事長を辞任している。しかるに、甲36ないし43の、元理事長が勾留中に

被告に出した書簡（甲36～43号証の各1）とそれに対する被告の元理事長に対する回答（甲36～43号証の各2）を見ると、実に驚くべきことに、元理事長は極めて頻繁に被告の職員に書簡を出し、回答を求め、被告経営に関する指示を出している。そして被告は、その指示に抗することなく、実に従順に従っている。以下に例を挙げる。

(1) 甲37の2の2枚目～3枚目

名古屋の日本語学科の学生は、いっぱいになりましたか。

東京で韓国、中国、台湾への大学への就職日本一のインターネットによるお知らせは終わりましたか。西村先生に聞いて下さい。

→西村先生から報告させます。

（ビラの作りかたについて）

池袋も名古屋も通信教育の併修と通学課程の2つがあることが、はっきりするようにすること。高校生と高校の先生は通信の併修しかないとか思われやすい。他の大学は、あそこの池袋・名古屋は通信の併修で、専門学校で、大学の通学課程ではないですよと噂を流すので、インターネットの案内、その他で昼間部通学課程もあることをはっきりさせること。自分はあたりまえと思っても、高校の先生がどう思うかを大切にすること。

池袋は夜間の通学の認可もってはどうか。

→以上、安齋先生にお読みいただいています（他の部分も含め）。

池袋校舎の通学部のための届出をするための工事も冬休みにやって、早めに届出を出すこと。英進さんとの届出設置のための工事が必要。

→渡辺係長が生沼事務局長に相談し、2月中に工事することになりました。4月に間に合えばいいそうです。

(2) 甲38の2の1枚目

東京福祉大学 通信教育課程との提携については、

香港、台湾、中国、韓国、マレーシア、シンガポール、インド、パ

キスタン、バングラディシュ、ベトナム、スリランカ、ロシアの極東
地区、の大学、短大等の日本語別科も(?)

過去のメールアドレスを調べたのは、中国、韓国分、記録しておいて下
さい。今後も使います。

中国の大学に日本語別科の案内をE-mailして、大学院の児童福祉、
心理社会福祉に1年日本語を勉強してから入学できますよというのは
どうですか

→西村主任にお願いしました。

・看護婦、理学、作業、保健婦、臨床検査技師、その他の医者のをのぞく医
療関係の雑誌に2ヶ月に1回ぐらい本頁（波線はママ、以下同じ）ぐらい
の広告を出して、4年次編入、併修コースと通信教育（保育、心理、社会
福祉、教育）名古屋駅前 週3回、夜間、ウィークエンド、で出してはど
うですか。安齋担当

(3) 甲39の2の2頁目及び6頁目

(入学課・募集関係)

伊藤課長 入学課（西條と安齋）に言っておいてください。

地下鉄有楽町線_____出口正面（「徒歩1分ではダメ」）

↑マンションのある出口の名称を入れて下さ
い。「〇〇ヒル（ママ）」という名称だと思
います。

東池袋には出口は6ヶ所もあります。どれが正面にあるのか駅まで自
分で歩いて行ってみてください。高校生の気分をもっと理解して、どう
したら学生が集まるか、深く考えて欲しい。相手が悪いのではなくて、
わかりやすくしない自分が考えが浅いと思わないといけない。さもない
と、できなかった子をできる子にはできない。

1回うちに来た学生が、歩いてサンシャイン60階通りを池袋に向か
うのはいいけど、最初は有楽町線東池袋（名称）出口というのが、来た
ことのない学生にはわかりやすいし、有楽町線に広告を打つのもよい。

1回乗ってみてはどうですかとおすすめてください。

私がいないうちに本当にいっしょうけんめいにやってください。それが武士の子孫だと、そうでなくては雑兵になりますよと伝えてください。

(総長の手紙の対応の件)

もう2～3日分の私の手紙の回答が来ていません。

伊藤課長は忙しいので、私の手紙が着いたら、富岡先生に私の文書をバラバラのをまとめてタイプを打っていただき、簡単なものは富岡先生が各部署に伝達し、むずかしいものは岡部、伊藤課長、その他のも加えて回答書を作って私に送って下さい。

伊藤課長がすべてをやるのは無理です。出かけなければならないし、合理的に早く結果を出せるように頭を使ってください。他の部署にも早く問題を解決するように強く指示してください。私がいないと皆なかなか仕事が進んでいません。名古屋はもっと悪いです。

私の手紙が届いたら伊藤課長ではなく、まず富岡先生が整理してパソコンに入れて、簡単なものは指示を各方面にする。むずかしいものは伊藤課長と岡部先生に相談をして、口頭で富岡先生に指示をして、総長向けの回答書を作って、すみやかに郵送すること。

回答していないことがどうしても残ったら、時間をかけて解決すること。解決できないことは総長に再び指示をあおぐようにすること。絶対に放置したり、忘れてたりしないこと。

→上記のような体制をとっております。お手紙の枚数が多いとワープロ打ちにもそれなりに時間がかかりますが、できるだけ迅速に進めます。

(4) 甲40の2の3頁目

すぐに電話連絡のこと

教員研修

名古屋・・理学、作業、柔整、福祉、精神の国家試験問題を作って

やること。・・橋本、山本良子、小林に連絡。国家試験合格者を多く出さないといけない。

東京・・柔整、福祉、精神の国家試験問題を作ってやること。

伊勢崎・・福祉、精神、公務員、教員採用試験問題

→了解しました。

全体ミーティングの半分を使って、全員参加のこと。ベテラン教師がやること。

→了解しました。

(5) 上記以外にも甲41の2には(6. 入学課関係)、(7. 心理学科関係)その他諸々の細かい指示がなされており、甲42の2にも(2. 入学課、募集関係)、(3. 相沢先生関係)、(4. 心理学部設置の件)、として指示があり、甲43の2にも指示がなされている。

以上の各証拠は、平成20年11月26日から12月5日までの間のものにすぎないが、元理事長が頻繁に被告に指示を出し、被告がこの指示に極めて従順に従っていることが見て取れる。

2 出所後の介入と影響力

(1) まず、元理事長が本件雇止め当時も、現在も、被告の経営に強く関与していることを示す証拠の代表的なものを以下に挙げる。なお、「総長」とは元理事長のことであり、「別所」とは被告の財務担当課長のことである。

① 甲47の13頁

総長 それが、それが4年間になると、掛ける4は？

別所 72億ですね。

総長 在校生の分が。

別所 ええ。

総長 大きい？

別所 72億っていう数字はかなりあれですね。

総長 いいだろ？ 昔、佛教大、近大豊岡っていうとき、こういう計算だった。

別所 ああ、はいはい、総長が前、かかわった……。

総長 だから、こういうふうにして、ビザは安心ですよ、それからお金は返しますよという、いっぱい来るんですよ。一橋大学ではとてもやらないだろうメソッドです。よその大学、どこもやってないだろ。だから、これ、パンフレット載っけるなっつてんだよ、まねするから、すぐよそが、よその大学が。おれが専門学校でやったらさ、すぐまねするんだよ。3年ぐらいはいいよ。

別所 ええ。

総長 それ以降、同じことやるから。そうするとね、差別化できなくなっちゃう。だけど、あれは専門学校だったんだ、昔、あったのは。で、その大学の佛教大とかの併修とかでやったのよ。おれのところだけがやるから、これは稼げるわけだよ。

ここでは元理事長が、経営学部認可の暁には、留学生を集めて名古屋において専門学校と大学通信教育課程の併修をやることによって72億円稼げる、というプランを居合わせた教職員に語っている。これは元理事長が被告大学の経営に中心的に関与していることを示すものである。

② 甲47の16頁

総長 …これで、サンシャイン専門学校の立て直しは。海外の、海外の学生にもよ、説明でこれ流すし、インターネットで流すし、国内もやるし。

別所 ただ、金額的には、総長おっしゃるように十分な額ですけども、タイミングが、先ほどお話したように、もう時間がない。

総長 10月から、認可おりたらすぐにやらないと。

別所 ええ、ええ。ええ。

総長 その前にこれやっついて、願書、すぐ年内に、11月、12月で集めないと。年内中。

ここでは元理事長が、経営学部新設の認可がおりたら年内中に留学生

を集めねば、と率先して発言することによって、会議に居合わせた教職員のモチベーションを上げようとしている。

③ 甲47の23頁

総長 田嶋なんかはうそばかり言って、逃げてばかりいて、何もやらねえ。だから来年は首だぞ、おまえ。わかったな。

田嶋 困りますよ。

総長 困るなら何でやらねえんだ、とつとと。

ここで原告に対して、首になりたくなければ何をやれ、と言っているかということ、元理事長自らが東京において専門学校と大学通信教育課程の併修を行うことについて障害となる東京福祉保育専門学校（サンシャイン学園）の理事長■■■■（平成23年8月頃から元理事長に対し、離婚の要求をしている）と理事■■■■を専門学校の経営から降ろせ、と繰り返し言い、原告に二人を経営から降ろすことを強要しているのである。また、元理事長が服役した4年半前の事件の女性被害者らと親しく、当時被害の相談にも乗っていた専門学校の複数の職員を、元理事長は逆恨みして、「彼らをクビにしろ」と要求しているが、■■■■専門学校理事長は、これを受け入れない。引き続き（23頁）、

総長 困るなら何でやらねえんだ、とつとと。おまえ、人間性が悪過ぎるよ、おまえ。こうやってさ、サンシャインを立て直すぞって、おまえ、ねえ、苦労してこうやってやってんだよな、できないことを。こういうウルトラCがなけりゃ、経営学部つくたって生徒来ないよ。そいで4年間やりゃあ、上手にやりゃ、おまえ、今の勝手な試算だけど、120億入るって。どうだ伊藤、すごいだろ、おまえ。このアイデアは。

伊藤 全く。

ここでは経営学部認可の暁には、再び元理事長自らが（4年半前の事件の逮捕以前のように）東京において専門学校と大学通信教育課程の併修を行うことによって120億円の荒稼ぎをするプランを語っている。このプランを実現するためには、前述のように、■■■■と■■■■を専門学

校の経営から降ろし、元理事長が自ら専門学校の経営権を握る必要がある。経営学部を認可させるために文科省に裏から代議士を使って手を回している話しを来住（被告の事務局長）に語らせている。

④ 甲47の23頁～24頁

総長 伊藤参事官はよ、来住さんの話によると、今度、認可のほうへ来たる。もう、かんかんに怒ってさ、(私学)部長の前ではおとなしくて、終わったらけつとばしたりしてんの、「このやろう」つつって。

来住 基本的に、伊藤参事官はですね、うちのやつ、バツに……。

総長 バツ、認可しないんだ。

来住 バツにするつもりで現場の指揮をとってやってたらしいんですよ。それを、あるいろんな、こっちも一生懸命努力してますから、丸にするために、今、私学部長がですね、いろいろと指示出してるわけですよ。でもって、現場は大混乱してるんです。伊藤が、かんかんに怒ってるらしいんですね。で、部長にはいろいろと、「はいはい、はいはい」と。これはもう公務員ですから言ってますけども、それは、部長が帰った後はですね、書類を何か投げ飛ばしたりして、怒り心頭ということらしいです。だけど、そういった、これ、あれしても12月までですから。

また前述の試算（名古屋72億円、東京120億円）に近づけるために、元理事長自らが海外に出て留学生を集めるために説得して回るプランを次のように語っている。

甲47の25頁

総長 さっき言った、試算したのに限りなく近づくように、これからは私がいろいろと工夫して、またこれだけじゃなくて、現におれが、こう、説得して回るわけだよ。海外もそれだよ。ねっ。それで、東京は、変われば、経営者が、早目に。それを田嶋がわかってない。早目にやめさせないと、やつら。全力投球でやらないとだめだよ、おまえ。何にもやらない、この男。働かな

い男だから。ねっ。そしたら、サンシャインも立て直す、名古屋も立て直す。専門学校は助成金もらってねえから、がたがた言われることはないんだよ。かなりのもんだよな。4年たつとビシッと入るから、金が。3年次編入も、3年、4年と、MBA 2年やるから、4年間かかる。

—— ああ、はい。そうですね、はい。

総長 留学生だって、何万人もいるんだからよ。いいものに、魅力があること、わかれば来ますよ。

- ⑤ また元理事長が保釈の時、および平成22年7月の出所以来、学校を乗っ取られないようにと、学長らをクビにした武勇談が次のように語られている。なお相沢とは元大蔵事務次官の相沢英之氏のことであり、赤岩とは被告の顧問のことであり、倉茂とは被告の元学長のことである。

甲47の25頁

総長 文部省に、おまえ、学校を乗っ取られないように、ねっ、ついでに相沢にも乗っ取られないように、相沢をクビにしたろ、おれ。

—— はい。

総長 相沢の首は難しかったよな、伊藤、どうだ、おい。

伊藤主任 はい、難しかったですね。

総長 田中（勇）も、事務局長も首にして、赤岩も首にして、ねっ、倉茂も首にして、入れかえて。あのときは、理事会はおまえ、3対6だよ。知ってんだろ、おまえ。3対6だろ。敵側が6で、こっちが3だろ。ええ？

以上の各証拠は、いずれも平成23年9月15日以降のものであり、元理事長が、本件雇止め通知書交付（平成23年10月6日）の直前において、被告大学の経営の中枢に強く関与していることを示すものである。

- ⑥ 平成23年11月14日、原告から、小林七郎、大森秀昭両弁護士

を通じて、雇止めの理由を問う内容証明郵便を中島範理事長あてに送付した（甲12）。

この通知を受けて早速、弁護士を立てたことを牽制する次のような電話が元理事長から原告に対してなされた。

甲58の6頁～18頁（抜粋）

総長 …おまえ、学校という組織でなあ、何億円という年商のあるところとな勝負して、おまえひとりで勝てっこないし、学校でこんなことやってるって評判になったら学校にもこれないし、ね、学生の間でうわさがたっても教えられないよ、おまえ。わかってないの？そういうこと、おまえ。…

総長 そんなことやってると、地獄行くことにならない？ 結果的に。それでいいのかって？

総長 そんだけおまえ地獄行きたいのかおまえ？

田嶋 え？ 地獄？

総長 おまえなあ生活費もなくなり、ね、弁護士から今度金請求されて、金払えませんか、弁護士がおまえ訴えるぞ。そういうのになっていいの？ なんでもっと賢くならねえんだおまえ、そんな頭馬鹿だったかおまえ？

総長 戦ったら負けるようなことするな、おまえ。

田嶋 それはもうしょうがないね。

総長 え、地獄に落ちることになってもいいのか？

総長 …最高裁までやられたら、当然10年も給料なしで干上がっちゃうよ、その途中に弁護士に、金をあれ出せこれだせ言われて、そのうち弁護士も金よこさないからやらないよって捨てられて負けて終わりだがや。

総長 おまえなあ、よくわかってねえけどなあ、ほんとに雇い止めになったらなあ、弁護士でてこようがなにやろうが、考えたことないの？ 最高裁まで10年ひっぱられたら、なににもできないよ、そのうちにお金なくなって、弁護士費用も払えなくなった

ら、負けるに決まってるんじゃないかよ、その道を選び始めたんだよ、おまえは。なにを言われようと、悪かった悪かったと謝るしかねえだろ。もとにもどる努力を、指示を受けながらするしかないだろおまえ。

総長 おまえを地獄に落とすの簡単だけど、落として、なんか俺得なことあんの、俺が？

田嶋 ないと思うけど。

総長 ないから、そんなこと出来るだけしたくないから、おまえに言っただよ。

田嶋 うーん。

総長 おまえをいじめておまえを地獄におとして、な、生活保護うけるような人間にして得なことあんの？

元理事長は、原告の妻が今年で90歳になる母親の介護のために（要介護4）、三十数年間勤めた仕事を平成23年9月末日に退職したこと（9月中に原告から総長に電話で報告済み）、そのため、原告がクビになれば一家が生活に困ることを知っている。

総長 弁護士断って降ろしとけ。（18頁）

総長 …（弁護士は）金がもうかればいいんだよ。それからな、もしもし、来住だって唐木田だっておまえのことはどうでもいいんだよ、ほんとのこというと。総長に言われてっからやってるんだよ。（14頁）

そして、平成23年11月17日に被告の理事長が、中島範氏（元理事長の実母）から松原眞志夫氏に変わった。しかし、同理事長は、被告教員のB教授によれば、「平成24年6月22日の段階で理事長松原眞志夫氏は公印を持たされていない。公印は総務課が管理している、理事長が変わっても責任管理体制が変わったとはどの教職員も思っていない」とのことである。また、平成24年6月14日付けの松原理事長から唐木田事務局長あてのメール（甲62）によれば「11月以来、学部新設申請の件では、私からの指示は3件あったと思いますが、いずれも無視

されていますね。そして、最終責任だけを取らされるというのは、誰が聞いても、『ありえない!』と言うでしょう。」とある。これらのことから見ると、松原理事長は単なる形式的な立場にすぎず、元理事長がその後も今も被告の中枢にあり、経営に強く関与していることを示すものである。

(2) 次に元理事長が原告に対して「(妻) ■■■■ (サンシャイン学園理事長) と (長男) ■■■■ (同学園理事) に (原告が働きかけて) 同学園の経営を諦めさせなければ、(原告を大学から) 解雇する」と繰り返し働きかけたが、原告がこれに応じなかったことから元理事長が原告の雇止めを強行した。その証拠として以下のものが挙げられる。

① 甲61

これは、原告の元指導教授Cが行った「アサーション〈自己表現〉トレーニング」参加のアンケートに原告が記入した内容の抜粋であるが、元指導教授への連絡事項として、「つい先週も、(元理事長中島恒雄の) 妻と長男に専門学校の経営をあきらめさせなければ、(田嶋を大学から) 解雇する、との無理難題を突きつけられて困っている所です。」との記載が平成23年7月11日の日付けと共に残っている。

② 甲45の3頁～4頁(抜粋)

総長 …浅尾(被告の刑事弁護人)が(家族に)相当悪口言ったけど、あれは間違ってますよと、(家族に)言ってないだろう

総長 だから浅尾の言ったことを(家族が)信用してて、問題起きてるんだよ、だから。…あれだよ、もう、もうおまえのところへ配達されるよ。おまえ雇わないというのが…。

田嶋 いや、それは困ります。

4年半前の強制猥褻事件の弁護を担当した浅尾弁護士が、元理事長の家族■■■■や■■■■に、元理事長のことを悪く言ってそれを家族が信用したから、平成23年8月の■■■■による離婚の申し立て(問題)が起きている、と元理事長は思い込んでおり、浅尾弁護士と同弁護士を紹介した原告を元理事長は逆恨みし八つ当たりした結果、やはり原告を解雇す

ると言っている（12分間の電話の中で13回怒鳴っている）。

③ 甲46の1頁～4頁（抜粋）

総長 総長は大して悪いことやってないと、大したことやってないのに。

田嶋 はい。

総長 女の変な連中が大げさに言ったとか、それは警察が女の旦那に電話するから女は自分は身の潔白だということでワーワーワー言っただろう。

田嶋 はいはい。

総長 違うの（怒鳴る）。

田嶋 はいはい。いや……。

総長 警察がおまえ電話寄こして、旦那に言ったら奥さんびっくりこいちゃって、自分はまじめなんですと。身の潔白です、中島が悪いんです、ワーワー言わない（怒鳴る）。

総長 総長にいろんなこと頼んで、子供の保育園にも入れてもらって、甘えてベタベタくっついて。だけど総長、別に何もやってないんだからあのとき■■■■（4年半前の強制猥褻事件の女性被害者の一人）に、やった（怒鳴る）？

田嶋 いえいえ、やってないですね。

総長 そのこと■■■■に話した（怒鳴る）？

田嶋 え？

総長 ■■■■に話をしたかって言ってるの（怒鳴る）、そういうこと。

田嶋 ■■■■のこと？

総長 そうだよ。■■■■以外も、■■■■（女性被害者の一人）だってそうだろう。

田嶋 いや、そんな話してないです。

総長 してないわけないだろう（怒鳴る）、ばかやろう（怒鳴る）。してないだろうてめえ（怒鳴る）。

総長 だからつくりあげられたんだと。

田嶋 うん。

総長 ■■■ だってそう、自分がおっぱい触ってくれて言ってたけど、
■■■ だって警察に言われたから困って、被害者だってやったんじゃないの。

田嶋 うーん。

総長 ■■■■■ 以来、みんなそうだろう。違うの（怒鳴る）？

総長 それに伊藤伸一が、占いで（女に手を出しても）大丈夫ですよって言ったからだろう。

田嶋 うん。

総長 ええ（怒鳴る）。

ここで元理事長は4年半前の強制猥褻事件の女性被害者たちに対して自分は「大して悪いことはやってない」、そのことを家族に話してないだろう、てめえ、と怒鳴っている（8分間の電話の中で27回怒鳴っている）。事件はつくりあげられたんだとか、事件を起こした原因は占いで（女に手を出しても）大丈夫ですよ、と言った伊藤伸一のせいだと言っている。なお、元理事長は占いを信じているらしく、頻繁に占いを求めている。

④ 甲47の24頁～29頁（抜粋）

総長 だから、この来年の3月のあれで、教員を半分入れかえるから。役に立たないのは首。その代表が田嶋清一。

別所 そのサンシャイン学園の経営陣のほうを早くあれしないと。

総長 だから、サンシャイン、早く降りろと田嶋が言ってこないと。…

別所 いえ、もう全然間に合わないっていうか、もう、早くしていただかないと。

総長 経営陣変わらないとだめだ。

別所 これだけのノウハウをあれして……、いや、これ、ノウハウ以前にサンシャイン学園がつぶれますよね、ほんと。そっちのほうを……。

総長 うそ言ったらだめなんだよ、■■■がまた、うそ言って、大

丈夫ですよとか。うそが通るかってんだよ、おまえ。田嶋だっ
てうそばっか言ってきたんじゃないの。「頑張ってます」？何
もやってやしねえよ。だから首になんだろ。うそが通らねえか
ら。首になる前に、男らしく、何かましなことをやってみろよ、
おまえ。事務局長、いかがでございますか。私の意見。何にも
やらないから首に決まってるよな。人いっぱいいるんだもんな。

⑤ 甲48の1頁～3頁（抜粋）

総長 いや、（大声で）伝えたからっていったってだめだろうよ、結果
が出なけりゃ。伝えました、やりました、結果、出ませんでした
ってわけにいかないだろうよ。結果出なけりゃ首になっちゃうだ
ろう、おめえ。

田嶋 ■さんが降りなきゃってということですか。

総長 そういうことだよ。

田嶋 それが今のところ、ちょっと道が見えないんですよ。

総長 それ、できなかつたら、おまえ、チョン（クビ）だわさ。できな
かつたらチョンだわさ。当たり前じゃん、そんなこと。

田嶋 ■さんが辞めなかつたらチョン？

総長 いや、見えなくてもいいんだよ、どうせ、おまえ首になっちゃう
んだから、見えなかつたら。おまえ、一生懸命、やりましたら、
首がつながるとしてんの？ おまえ。口で言ってるだけで。だ
って、松原（学長）だって首にするって言ってんだよ、おれ。知
ってるだろう？

⑥ 甲49の2頁

総長 思っていないならすぐにやれよ（怒鳴る）、ちゃんと。だから、お
れはおまえを首にする以外、方法はないんや（怒鳴る）。何回言わ
れたってやらねえじゃねえか、てめえ（怒鳴る）。

以上から明らかなように、元理事長によって、■と■を降ろさ
なければ首だ、という脅迫の手段としての計算ずくの言い方と、原告に
対して怒鳴り散らしながら八つ当たりと逆恨みとして何が何でも首だ、

という言い方の両方が入り混じって使われ、8分間の電話の中で11回怒鳴っている。

⑦ 甲50の1頁～2頁

総長 あれ、私のためにああいうことになって申しわけないと。謝ってこいよ、おまえ、[REDACTED]のところ行って。私がいつも長く放置して、今まで放置して、放置しといたからその誤解が解けなかったと、申しわけないっつって。それで、私の知ってる範囲、[REDACTED]（4年半前の強制猥褻事件の女性被害者の一人）、それから、[REDACTED]か（女性被害者の一人）。

田嶋 [REDACTED]。

総長 それから[REDACTED]（女性被害者の一人）も、伊藤先生から聞いたけど、こうだったと。うちへ行って、おまえ、謝ってこいよ、そう言っつて。変な弁護士紹介したから、こんな、ご迷惑をおかけしたっつって。

田嶋 ……。

総長 何黙ってんだ（怒鳴る）、おまえ。当然やるべきだった（怒鳴る）、今まで。何でやってねえんだ（怒鳴る）、今まで。中島家を壊したのは私のせいだっつって謝ってこい（怒鳴る）。

田嶋 ……。

総長 何黙ってんだ（怒鳴る）、おまえ。謝りに行かないのか（怒鳴る）、おまえ。

元理事長の家庭である中島家を壊した（離婚の申し立てのことか？）のは原告のせいだと言い、[REDACTED]に謝ってこい、と怒鳴り、濡れ衣を着せ八つ当たりをしている。また4年半前の強制猥褻事件の女性被害者たちに自分は「大して悪いことはやってない」と再び言っている。

⑧ 甲51の3頁

田嶋 総長と話したの？

安斉 話しましたよ、しょうがない。

田嶋 なんだって？

安斉 もっとよく言ってやってくれって、このまんまだと首になるぞって。

田嶋 首になるぞったって、紙（書類）が来ちゃってんだもの。だからといって■■■■さんは話したくねえっつってんだよ。

安斉 だからただそうやってなんにもしないだけじゃね同じことだから、やっぱり駄目なやつだって、終わりになるぞって終わりだになって。

ここでは元理事長が、安斉教務課長を使って、原告に対し、川崎の実家いる妻■■■■に働きかけろ、このまんまだと首になるぞ、と言わせている。もっともらしい理由くつつけられて辞めさせられちゃうことは簡単だ、あのしつこいやつ（総長）相手に訴えても勝てない、とも言わせている。

⑨ 甲52の1頁～10頁（抜粋）

平成23年10月6日に唐木田総務課長が原告の研究室に来室して、平成24年3月末日をもって雇止めとする通知書を原告に渡した。その際、唐木田によれば、雇止めについては「いったん雇止めになる」、もし再雇用を望むなら「ゼロ、あるいはマイナスからスタートしていただくというような格好になる」。またクビの原因については、「改めて総長に聞かれるなりしたらいい」。また、浅尾弁護士によって影響された「■■■■さんと■■■■さんの（総長に対する）印象が変わるように働きかけてほしい」。そして総長からの指示命令に関する努力や成果次第によっては「総長も考え直す可能性はあるのかな」と思う、と唐木田は以下のように述べている。

田嶋 …（雇止めの）理由の書面はいただけますか。

唐木田 理由はですね、今んところ考えておりませんが、ただですね、ここで一たん雇いどめになるということで、ゼロ、あるいはマイナスからスタートしていただくというような格好になると思うんですね。もし、再雇用といたしますか、お望みでしたら。

田嶋 大体、浅尾を紹介したことでね、こんなことになるっていうの

も、それから■■■■さん、■■■■さんを専門の経営をおろさない
ってことでね、こんなことに、首になるっていうのも、僕困る
んですよね。

唐木田 いやいや、その辺はですね、その辺は、理事長なり総長の
すね、お考えってあると思います。ただ、私として、私は、ま、
いろいろ間を取り持つというか、そういううまくいかなかった
わけですけども、やはり相当、もう田嶋先生ずっと、総長から
頼まれてることってあると思うんですね。そのことについて、
やっぱし何らかの結果が出せなかった、あるいは努力されなか
ったと、こういう印象を大分持つてると思うんですよ。それが
首の原因かどうか、私は首にするほうじゃないですから、それ
については改めて総長に聞かれるなりしたらいいと思いますけ
れども、私も思いますのにとにかく非常に不満足ということ
ですね。それで、もう、やめていただくと、こういう。

田嶋 ただ、専門の経営をね、■■■■さん、■■■■さんをおろす云々に
ついては、私にその権限があるわけではないし。

唐木田 ということで、■■■■さんと■■■■さんのですね、総長に対す
る印象、それ、大分影響されてると思いますのでね。浅尾によ
って。

田嶋 それを、とにかく、二人の（総長に対する）印象が変わるよう
に働きかけてほしいということですか。

唐木田 はい。そうです。

田嶋 今後も？

唐木田 そうです。

田嶋 ああ。

唐木田 ええ。これだと、もう、ほんとう、総長、極悪人のまんまで、
特に■■■■さんなんかはそれで固まっちゃってるんじゃないか
と思いますよね。

唐木田 …ただ、私個人的には、これからのやり方、努力、ご努力、

あるいは成果によっては、総長も考え直す可能性はあるのかなど。全くないということはないだろうというふうに思います。

はい。はい。

以上から言えることは、第一に、本件雇止め通知は元理事長の意向によって出されていること、第二に、本件雇止め通知は、元理事長からの指示命令に原告が従うならば、再雇用があり得るというニュアンスを示しながら、原告を屈服させて利用する（つまり、原告が■■■■、■■■■両氏に働きかけて、両氏が総長に対する印象を変えるように、そして両氏が専門学校を経営を諦めるように、原告に強要して働きかけさせる）ための手段になっていることである。

⑩ 甲53の2頁

総長 …ほいじゃ、ま、雇いどめとめてやろうか、かわいそうだから、おまえ大分苦しい思いしたろうから、どうするおまえ？

田嶋 じゃ、とめてよ。

総長 じゃ、紙持って来いよ。

田嶋 何の紙？

総長 雇いどめの紙渡されたろう。

しかし、雇止めをとめてやろうか、というこの話しは放置され、二日後には以下に示すように前言をひっくり返している。

⑪ 甲54の1頁～5頁（抜粋）

田嶋 …雇いどめとめてやるぞというふうな、署名でも書いていただけるとありがたいんですけど。

総長 そんなもん書きやしねえよ。…

総長 田嶋先生、悪質だからやっぱりそのままにしておいたほうがいいかなという話があるんだよ。

田嶋 雇いどめをなしにしていきたい。

総長 じゃ、何で実行しないんだよ、それ。一切やってねえじゃねえか、おまえ。ああだこうだ、ああだこうだ言って。

田嶋 もう（電話が）つながらないしね。

総長 何がつながらないんだ、そんなこと言ったってしょうがねえだろう。

田嶋 え、■■■■さん。

総長 そんなこと通らねえ。つながったってつながらなくたって、おまえ、夜討ち朝がけでやるしかねえだろう。

ここでは、元理事長が原告を解雇するかしないかの権限をもち、その権限を行使できることを誇示しつつ、首になりたくなければ、■■■■理事長を経営から降ろすことを夜討ち朝がけでやれ、と無理なことを強要している。

⑫ 甲55の3頁～4頁（抜粋）

総長 そういうことやってっから、おまえ駄目なんだよ。奥さんの生活かかってんだろ、おまえ、首になると。

総長 おまえと話してもわからんから、おまえに幾ら説明してもわからねえから、奥さんによく説明するよ。

ここでは執拗に原告の人間性を攻撃し、おまえじゃ分からんから、妻を連れてこいと言っている。元理事長は、原告の妻が老いた母親の介護のために、三十数年間勤めた仕事を平成23年9月末日に退職したことを知っている。なお、妻は、すでに二十年ほども前に、元理事長から電話によるセクハラを受けたことがあるので、元理事長と関わりたくない、と言っている。

⑬ 甲56の2頁（抜粋）

総長 やれることあるけどおまえやらないで、奥さんも連れてこねえじゃねえかよ。…

総長 そういふことだから、お前はそれやらなければ、それ雇い止めはもう宣告されたんだから、有効で終わりだから。

田嶋 困ります。それは。

総長 困るんなら 自分で困るんなら なんで解決しないんだよ（怒鳴る）。

（理事長■■■■を降ろすことを）やらなければ首だ、とまた言ってい

る。そして原告の妻を連れてこい、とまた言っている。

⑭ 甲57の1頁～3頁（抜粋）

総長 昨日心理の教員の面接やったのか…。

総長 安心したろ、おまえだから

田嶋 なんで？

総長 安心して学校去れるだろこれで ははは

田嶋 そりゃ困りますよ。

総長 困ってるならおまえやることやれ なんでやらない …

総長 ねーあれだよ、地位の保全やろうとなにやろうと負けちゃうよ

総長 困るってって〔クビに〕なるだろ、おまえ当然だろ ま いいやだから 心理学部も今教員が余ってんだよな

田嶋 心理学部は余ってませんよ。

総長 え？

田嶋 心理学部は余ってない

総長 だから世間には余ってるんだよ、だから俺んともさ悪いのは全部出していいのに入れ替えるって方針だから、わかった？

以上では元理事長は、クビになるのが困るなら、やること（二人を経営から降ろすこと）をやれ、とまた言っている。教員は世間に余っている、裁判やっても勝てない、とも言っている。

平成23年11月14日、原告から、小林七郎、大森秀昭両弁護士を通じて、雇止めの理由を問う内容証明郵便を中島範理事長あてに送付した。

この通知を受けて、早速「弁護士を降ろせ！」という次のような電話が元理事長からあった。

⑮ 甲58の20頁

総長 （弁護士を降ろさなければ）法廷でやることになるから（怒鳴る）話し合いじゃなくなっちゃうから、（来年度の授業の）カリキュラムにおまえを入れないように！という指示は（まだ）出てねえの、おまえの様子を見てるから（怒鳴る）。

カリキュラムにおまえを入れないように、という指示、とは、雇止めの通知書を現実のものとするという指示である。それを、するかしないかの権限を事実上元理事長がもち、原告が言うことを聞くかどうかの様子を元理事長が見ながらその権限を行使できる、ということを誇示している。

さらに、その6日後、元理事長は安斉教務課長を使って原告に対する電話で次のようなことを言わせている。

⑩ 甲59の1頁～6頁（抜粋）

安斉 弁護士立ててやったりすると、ほんとにそういうことをやった人はもうよそのところで雇ってくれないでしょ。

安斉 ずっとあとフリーでやってくならいいよ、だけど（弁護士立てて訴えたりすれば）危険人物になっちゃうの、企業体質の中で。

安斉 …弱いものが戦って勝てるかどうかわかんないよ、勝てるならいいけど。

田嶋 わかんないよ。

安斉 勝てなかった時のダメージは大きいところよりさ、個人の方がさ、ダメージが大きすぎるよ。

田嶋 それはそうだね そうだよ だからといって最初っからじゃあ長いものにまかれろっという風にやるのがいいというそういうお考えですか。

安斉 わたしですか？

田嶋 はい。

安斉 わたしはあの時（平成22年7月に降格出向させられた時）もどうしようか考えたけれど訴えるのはやめました。

- 3 元理事長の原告に対する不当な要求とそれに応じなければクビにする、との脅迫は、原告の妻の平成23年7月7日の日記（甲63の7月7日の欄）にも記されている。

「清一が総長から脅されている話。大学辞めさせられることこたえているんだな。メールで辞めた方が良くかもと送る。ありがとうねという返メ

ールに涙が出る。よくよくだったんだね。何とでもなるよ。」

4 他の団体等に対しても、原告を解職するようにとの被告による働きかけがなされている。

平成24年6月7日、公益財団法人山路ふみ子文化財団事務局長佐藤善志から原告に以下の電話があった。山路ふみ子文化財団評議員会が6月1日に開かれたが、佐藤によれば、6月2日にベトナムにいる元理事長から佐藤あてに「田嶋を山路ふみ子文化財団の評議員からはずすようにしてほしい」との電話があった。そしてその後、被告の唐木田事務局長から6月4日付けの上申書（甲64）が届いた。ついてはその件の対応について面談したいとのことで、6月9日に佐藤と財団理事長の岩崎と原告とで面談をもつことになった。

① 甲60の9頁

田嶋：あの一今まであんな、管理運営の問題で、不認可になった事初めてだって言うでしょ。だからそういう意味ではですね。文科省の関心、及び根の深さに対する認識、それは非常に的確なものがあると思います。従ってそれとまさにこれ絡んでるわけですよ、総長がベトナムから電話してきたわけでしょ。（評議員に）入れるな、辞めさせろって言ってるわけでしょ。それに連動してこれ（唐木田事務局長からの6月4日付けの上申書）が出てるわけじゃないですか。そうだとすればその事情は、文科省も重々その関係性はご存知のことですから、あの一単にごたごたした火種は排除しろというのは、

佐藤：うん、うん、ベトナムから電話かかってきたって私的な部分で、事実ですけど、…。

田嶋：事実でしょ。

佐藤：事実ですけど、ただそれはね、その表立って、

田嶋：表立って言わないけど、我々はみなそれわかることじゃないですか、あの人（総長）はいつもどっからでも電話でああしろこうしろと、ほいでそれに伴ってこれ（6月4日付けの上申書）が出てくるわ

け。

佐藤氏は、その息子が被告の職員である関係上、元理事長に遠慮と気兼ねがある。なお、山路ふみ子文化財団は原告を評議員から外すことを検討し（甲65）、遅くとも6月18日以降、山路ふみ子文化財団のホームページの評議員の欄から原告の名前は抹消されている（甲66）。

上述のように元理事長及び被告の唐木田事務局長が、山路ふみ子文化財団に働きかけて原告を評議員から降ろそうとしたことが発覚したことから、原告はもしやと思い、原告がすでに20年以上毎週一回程度カウンセリングの仕事を担当している東京都 A 健康保険組合に問い合わせたところ、平成24年5月30日に被告の職員3名が来訪し、同組合の事務局長らに対し、約40分間も原告を誹謗中傷し、原告を解職するよう働きかける発言がなされたことを確認したので、原告は、被告に対して抗議書（甲67）を送付した。

- 5 以上のとおり、元理事長の被告に対する介入と影響力について述べた。被告は本件が元理事長とは全く無関係である旨主張するが、事実は全く異なる。本件の雇止めは、元理事長の意思によって行われたことは以上に述べたところから明らかである。

第3 原告準備書面等の訂正

- 1 訴状の請求の趣旨第1項の「平成24年4月1日以降に」を削除する。
また、訴えの追加的変更申立書の請求の趣旨の追加第1項を削除する。
- 2 原告準備書面（2）の訂正
 - (1) 8頁の2行目「①2011年大学院案内（甲26）の7枚目」のうち「甲26」を「甲33」と訂正し、「7枚目」を「4枚目」と訂正する。
 - (2) 3行目「 TN 」の次に「(W と同級生)」を入れる。

以上